

愛知大学と名古屋市市民経済局との文化観光に係る連携協力に
関する協定書

学校法人愛知大学（以下、「愛知大学」という。）と名古屋市市民経済局（以下、「市民経済局」という。）とは、相互の文化観光に係る連携協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知大学と市民経済局が、包括的な連携のもと、文化、まちづくりなど多様な分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 愛知大学と市民経済局は、前条の目的を達成するため、次の事項について文化観光に係る連携協力に取り組む。

- (1) まちづくり及び地域の活性化に関すること
- (2) 地域文化・観光の振興に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) その他必要と認める事項

（窓口）

第3条 愛知大学と市民経済局は、この協定による連携協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整の事務を担当する部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了2ヶ月前までに、双方のいずれからも改廃の申し出がない場合には自動的に更新される。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については双方協議のうえ定めるものとする。

この協定書は2通作成し、双方がそれぞれ1通を保有する。

平成27年10月16日

学校法人愛知大学

名古屋市市民経済局

理事長

石藤元彦



局長

宮村喜明

